

P T A 等共済だより

第35号
2015/12/25発行
(毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課 P T A 等共済室
直通電話： 03-6734-2971
メール： pykyosai@mext.go.jp

■認可団体の財務状況等の推移

本誌第32号において、加入者数や共済金支払（件数・金額）についてご紹介しましたが、さらに詳細な項目について、平成26年度の共済団体の事業や財務の状況について御紹介いたします。

簡単な計算式で算出できるものですので、単年度での収支バランスの把握や他の団体との比較にお役立て下さい。

①当期経常増減額

	プラス	マイナス
団体数	12	8

①当期経常増減額は、共済事業の当期の運営結果としての収支を示すものです。8団体が当期経常増減額がマイナスとなりました。準備金の積立てにも影響するところです。特に2～3事業年度目は、共済金の増減に比例して、I B N R 備金が増減する場合がありますので、収支が大きく変動する場合は想定されます。

②支払率（対純掛金）は、共済金支払額を純掛金総額で割り100を掛けたものです。共済金の本来の支払財源である純掛金でどの程度共済金支払を賄っていたかを示すものです。4団体が100%を超え、200%を超える団体もありました。これらは、当期に収入した純掛金だけでは共済金支払に足りていないという状況です。共済金支払は、災害の発生の有無によって大きく増減することが想定されます。

②支払率（対純掛金）

	割合（%）	備考
平均値	72.80	100%超-4/20団体
最小値	31.91	
最大値	204.47	

③支払率（対加入者）

	割合（%）	備考
平均値	1.34	平均超-7/20団体
最小値	0.03	
最大値	9.60	

③支払率（対加入者）は、共済金支払件数を加入者総数で割り100を掛けたものです。実際に共済金を支払うケースがどの程度の割合で発生したかを示すものです。業務量に直接関係するところです。平均値は「1.34」平均を超える団体は7団体、最大値では「9.6」となりました。平均的な団体の約7倍もの業務量があったことが推定されます。当初の計画と比較してギャップがあり、収支バランスが崩れているならば、補償内容や会費見直しが必要です。

■平成27年度第2回PTA・青少年教育団体共済法研修会開催のお知らせ

研修の参加申込の締め切りは、1月15日（金）です。詳細は、平成27年12月16日付けメールを参照して下さい。

<自治体向け> 2月4日（木）13:00～17:00 認可後の指導・監督

<団体向け> 2月5日（金）10:00～12:00 基礎知識（共済法・共済規程）・13:00～17:00 認可後の適正運営

■FAQ Q1:「マイナンバー（社会保障・税番号制度）」導入に伴い、共済団体として対応することはありますか。

A1: 法人として、各種の社会保険手続きや源泉徴収票等の税手続きにマイナンバーを記載することが想定されています。民間の保険会社の場合は、100万円以上の保険金を支払った際に、税務署に支払調書を提出することになっています。これは、所得税や相続税などの申告漏れなどがないように活用されています。（保険金等を受け取った際に課される税金の種類については、保険料負担者等によって異なります。本誌第16号を参照して下さい。）

税務や保険の各種手続きに、従業者等のマイナンバーを記載する必要があるものと思われるので、しっかりとした準備が必要になります。また、マイナンバーの取得については、利用目的の明示と厳格な本人確認が必要であるとされており、その利用や管理についても「個人情報」のひとつとして、組織として適切な安全管理措置を取ることが求められます。

なお、PTA等共済法に基づく共済事業の場合は、民間保険会社で作成・提出する上記支払調書の作成は義務付けられていませんので、加入者一人ひとりからマイナンバーを取得する必要はありません。個人情報は、引き続きの徹底した管理が必要です。

Q2: P T A 連合会が実施する保険事業について、P T A 等共済の行政庁として何か留意することはありますか？

A2: P T A 連合会が実施する共済や保険事業は、大きく次の4つに分類できます。① P T A 等共済法に基づいて実施する共済事業、② 保険会社との団体契約によって、加入申込や保険料徴収を行う保険事業、③ 保険会社の商品について単にチラシなどを配布するもの、④ 10万円以下の慶弔見舞金として実施している事業があります。①については、行政庁として指導監督する必要があります。②③についての監督は保険業を所管する部署になりますが、指導監督の対象は保険会社になります。当共済室が「実施調査」を行うのは、それらを網羅的かつ継続的に把握するためです。留意事項は次のとおりです。②は、団体契約の形態となっており、配布しているチラシなどには、「P T A 連合会が保険契約者となり…」となっていますが、その認識は薄いようです。児童生徒等や保護者が加入者（＝被保険者）となっています。保険会社の事務の一部を負担する対価として事務手数料を受け取ることが多く、その経理処理や使い方をめぐるトラブルも多いようです。適正に処理できているかを把握するためには、決算報告書の収入欄に「事務手数料」、支出欄に「支払保険料」が計上されていることで確認できます。また、過剰な事務手数料の場合は利益供与にあたる場合もありますので注意が必要です。④は、給付額が10万円を超えると保険業法違反にあたることもありますので注意が必要です。

■おしらせ

- ・内部研修等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要になる場合がありますので、お早目に御相談ください。これから認可申請を検討する団体からの御相談もお受けします。
- ・立入検査等の相談や支援が必要な場合もお早目に御相談下さい。
- ・共済事業の実施調査に関して御協力いただきありがとうございました。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽に P T A 等共済室まで御連絡ください。
認可申請についての御相談もお待ちしております。一緒に解決していきましょう。

<次号の発行予定：1月29日>

■ 共済団体のご紹介

一般財団法人熊本県PTA教育振興財団（共済事業開始：平成25年4月）

本財団は、平成25年度に前身の熊本県PTA災害見舞金安全会から共済制度を含む事業を引き継ぎ、一般財団法人熊本県PTA教育振興財団として再出発しました。現在、県下の小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・特別支援学校の児童生徒、教育活動の指導者（教職員等）、PTA会員、PTA活動の指導者・支援者など、皆様の相互扶助の精神に支えられて、学校教育やPTA活動をはじめとした教育諸活動がより安心できる環境の下で、より安全に行われるよう、共済のほかにも県下全学校へのAEDの貸与（メンテナンス含む）など安全確保や様々な教育支援に関する事業を実施しています。

子ども見守り支援事業による
地域の方の登下校見守りの様子

その中でも、「子ども見守り支援事業」では、県下の小学校370校に対してそれぞれ3万円、総額11,100,000円の支援を毎年行っており、子どもたちの登下校の見守り活動に役立てていただいております。

再出発から2年が経過した本年度は、会員の皆様からいただいたご意見などを参考に制度の一部見直し作業を行い、理事会・評議員会で承認をいただいたところです。（事務局長：叶 貞夫）



理事会の様子

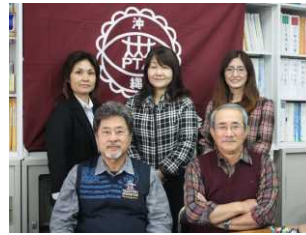
一般社団法人沖縄県PTA連合会（共済事業開始：平成25年4月）

本会は、認可を経て3年目を迎えています。他の団体等では、児童・生徒の減少に伴う共済掛金の減少と事業認知の効果による給付額増加で、収支バランスがやや崩れはじめ、補償や掛金の見直し等の問題が浮上しているとのことですが、我が県では認可後の会員数の微増が見られるため、同様の問題が発生しているという状況ではありません。この会員数の増加とは、PTA会員が九州他県に比べても微減であることと、制度の周知と学校を取り巻く地域の方々のボランティアのいわゆる準会員の加入が増加していること、児童・生徒の海外、県外また未加入校からの転入等の追加加入を徹底したことから、わずかながら増加する結果となっています。

平成23年度からは、震災にあった東北3県（岩手県、宮城県、福島県）からの児童・生徒の県内移住者の掛金（毎年平均70名程）は本会が負担をしております。

「安全普及啓発活動」事業を平成25年度認可時から取り組み、平成27年度は、各市町村P連、各単Pの啓発活動費助成の募集枠を増やし、この事業の拡充へと進めているところからも事故防止につながり、現在のところバランス均衡の要因の一つになっているのではないかと自負しております。

しかしながら、法制度の下で年々難しくなっていく中、税理士さんに全面的にお力添えを得たり、事ある毎に吉谷さんにご教授を頂きなんとか乗り切っている現状であり、専務の宮城と私上原は運営委員のメンバーと共に制度理解にこれからも日々研鑽を積み、13万人の会員のため邁進していく所存です。（安全委員会 事務局員：上原和歌子）



（手前左から）
古堅局長、宮城専務
（奥左から）
与古田さん上原さん比嘉さん

一般社団法人沖縄県高等学校安全振興会（共済事業開始：平成25年4月）



盛山次長、比嘉職員、新垣局長

冬至に当たる22日、石垣島で28度を記録するなど、沖縄県内では各地で25度を超える夏日となりました。あまりの暑さに事務所では12月でもクーラーを稼働させることもあります。

沖縄県の事務局は、ベテランの比嘉さんに、7月に同時に事務局に入った新垣と盛山の3名で安全振興会、高校PTA連合会、校長協会、退職校長会の業務に楽しく携わっています。

一般法人化して3年目の沖縄県で、去る10月21日に第5回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会が開催されました。15の加盟団体から61名の関係者と来賓含め67名の参加者を得て、沖縄大会を無事終えることができました。開催に至るまでには、文部科学省の担当室や神奈川県並びに福岡県の安全振興会事務局の細やかなご支援があり、さらに各加盟団体事務局のご協力がありました。この紙面をお借りして改めてお礼を申し上げます。

沖縄大会の運営には、理事の皆さんや高P連役員の皆さんも「結の心」で快く手伝ってくれました。準備を通して共済事業の理解にも役立ったものと思います。事務局にとっても、3年間の事業の検証を行い次年度からの企画を立案する上での視点や他府県の情報を得ることができたこと、そしてなによりもその事業に携わっている「人」を知り得たということは一番の収穫でした。大会を通して得た財産を生かし、子供たちの安全健康教育並びに円滑な共済事業の推進に努めていきたいと思っております。（事務局長：新垣治男）

PTA等共済室

- 11月30日(月)～12月3日(木) 公益社団法人全国子ども会連合会立入検査(下田補佐、吉谷、会田)
- 12月 7日(月) 一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会コンプライアンス研修会(吉谷)
- 12月 7日(月) 一般社団法人埼玉県PTA安全互助会共済等説明会見学(川越市・会田)
- 12月11日(金) 一般財団法人福岡県高等学校安全振興会研修会(吉谷)
- 12月17日(木)～18日(金) 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟立入検査(吉谷、会田)



12/11福岡研修会

■ 編集後記

ぽっこりお腹解消のために始めた筋トレも1か月ほどになりますが、身体を動かす分、ますます食欲が増している状況です。脂肪の下でゆっくりと育ってきている腹筋もいつかは、日の目を見ることができると信じています。年末年始にかけ益々食欲には勝てそうにない状況です。受験生がいる我が家は、今年は帰省せずに東京での正月を迎える予定です。昨年はこの時期にインフルエンザにかかり、思いがけない長期休暇に入りましたが、今年は厳戒態勢で臨んでいます。皆様も健康に留意され、良い年末年始をお過ごし下さい。（PTA等共済室：吉谷）